

# 入札公告説明書

札幌管区気象台

札幌管区気象台の工事契約に係る入札公告（令和 7 年 6 月 12 日付）に基づく入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）及び契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）に定めるもののほか、「札幌管区気象台競争契約入札者心得書」によるものとする。

## 1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

札幌管区気象台長 石田 純一

## 2. 入札公告内容

- (1) 工事名 室蘭地方気象台照明器具改修工事
- (2) 工事内容 既設照明器具をLED照明器具へ更新する
- (3) 工事場所 仕様書による
- (4) 履行期限 契約の日から令和 7 年 10 月 24 日
- (5) 入札執行日時・場所  
及び入札書提出方法 本件は、入札及び書類の提出を電子調達システムで行う対象案件である。  
なお、電子調達システムにより難い特別の事情がある者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
- 【電子入札に関する問い合わせ先】  
調達ポータル <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
- (6) 証明書等の提出期限 令和 7 年 6 月 30 日 15 時 00 分
- (7) 入札書の提出期限 令和 7 年 7 月 1 日 16 時 00 分
- (8) 開札の日時・場所 令和 7 年 7 月 2 日 13 時 35 分 札幌管区気象台 2 階 防災連絡室
- (9) 入札保証金 免除する
- (10) 契約保証金 納付する。ただし、利付国債の提供または金融機関の保証若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8 年度国土交通省一般競争入札参加資格において、札幌管区気象台を希望した者のうち、「建設工事に関する契約」のうち、「建設工事に関する契約」のうち、「専門工事」の「電気工事業」の「A」又は「B」等級のいずれかに格付けされた者であること。  
なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。  
また、電子入札で参加する者は、証明書等の提出前までに認証カードの交付を受けている必要がある。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- ①資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く  
(イ) 親会社と子会社の関係にある場合  
(ロ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
- ②人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社等である場合は除く。  
(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合  
(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (5) 札幌管区気象台長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (7) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）でないこと
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

（競争参加資格審査に関する問い合わせ先）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西18丁目

札幌管区気象台総務部会計課調査官

電話 011-611-6156 内線223

#### 4. 提出書類

以下の書類を2.(6)の日時までに提出すること。

証明書等（電子入札の場合）  
1 競争参加資格決定通知書（写し）  
2 認証カードのコピー

証明書等（紙入札の場合）  
1 競争参加資格決定通知書（写し）  
2 紙入札方式参加願（様式1）  
3 委任状（様式2：代理人が入札する場合）

なお、電子調達システムを利用して証明書等を提出する場合において、証明書等の電子データが、3MB以上になる場合は、郵送又は持参のみとする。

#### 5. 入札書の記載方法等

＜紙入札・電子入札共通＞

- (1) 入札書金額欄に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。  
(消費税額を除いた金額を記載すること)
- (2) 入札書には工事費内訳書を添付すること。
- (3) 初度の入札（第1回目）で落札が無かった場合は、再度入札を行なう。

＜紙入札による場合＞

- (4) 入札書の記載にあたっては、記載金額を確認し、提出年月日（開札日ではないので注意すること）・住所・会社名・入札者の氏名を記載・押印（押印を省略する場合は会社名・部署・氏名・連絡先を記載すること。代理人が入札する場合は委任状を提出し、入札書代理人欄に記名・押印すること）。
- (5) 入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (6) 入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立会うこと。  
※現在、感染症の感染拡大防止のため、開札の立会はご遠慮いただいております。紙入札参加者には結果を電話又はメールでお知らせいたします。
- (7) 1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。  
※立会をご遠慮いただいている関係で、第1回目で落札しない場合で紙入札参加者がいる場合、十分な時間をあけて再度入札を行いますので、指定の日時までに第2回目の入札書をご提出ください。

#### 6. 入札公告内容に関する問い合わせ先

入札及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒060-0002 札幌市中央区北2条西18丁目

札幌管区気象台総務部会計課第一契約係

電話 011-611-6152

## 7. その他の留意事項

- (1) 提出された工事費内訳書については、支出負担行為担当官（これらの者の補助者を含む。）が説明を求めることがある。

また、工事費内訳書が、別表各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第1項第5号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

別 表

1 未提出であると認められる場合  (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)他の工事の内訳書である場合
	(4)白紙である場合
	(5)内訳書に押印が欠けている場合（電子調達システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)内訳書が特定できない場合
	(7)他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)内訳の記載が全くない場合
	(2)入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)発注者名に誤りがある場合 (2)発注案件名に誤りがある場合 (3)提出業者名に誤りがある場合 (4)内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

### (2) 低入札価格調査

国土交通大臣が予算決算及び会計令第85条に基づき作成した基準額に該当する入札をした者は、同令第86条第1項に基づく契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

なお、上記調査を受けた者と契約する場合は、契約書の前金払に関する条文を次のとおり読み替えて契約する。

- ①契約書第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」
- ②契約書第35条第6項中「10分の4」を「10分の2」、「10分の6」を「10分の4」
- ③契約書第35条第7項中「10分の5」を「10分の3」、「10分の6」を「10分の4」

### (3) その他

- ① 当該契約に係る仕様書等の契約関係書類は、入札後にデータ消去及び印刷物の廃棄すること。  
但し、落札者には適用しない。
- ② 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。